

民事・経済関連法サブワーキンググループの活動を振り返って

J I C A長期派遣専門家（現丸の内綜合法律事務所 弁護士）

棚橋 玲子

第1 はじめに

筆者は、2014年10月から2016年11月末まで、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）の長期専門家としてラオスに派遣され、現地で活動を行った。

プロジェクト全体の活動については既に報告されているため¹、本稿では、筆者が主に担当した民事・経済関連法サブワーキンググループ（以下「民事経済関連法SWG」という）の活動概要について紹介し、活動を通じて感じた点について述べたい。なお、本稿の内容は、全て筆者の個人的な見解であり、プロジェクト等の見解を示すものではないことにご留意いただきたい（民事経済関連法SWGで扱った「経済紛争解決法」の内容については、また機会があれば報告したい）。

第2 民事経済関連法SWGの活動概要

1 グループの設立

民事経済関連法SWGは、フェーズ2より開始したサブワーキンググループ（以下「SWG」という）である。フェーズ1では、民法SWG、民事訴訟法SWG、刑事訴訟法SWGという3つのSWGが活動していたが、フェーズ2では、フェーズ1の経験を発展させるとともに、市場経済化の進展に伴い経済活動に関わるより広範な法分野を扱うべく民事・経済関連法分野へと活動の対象が広げられた。

民事経済関連法SWGに期待される活動成果は、民事・経済関連法分野の法令のうち、本プロジェクト活動の対象とすることに合意したもの（以下「対象法令」という）に関し、運用・執行の統一化その他改善を図るための執務参考資料等が作成され、普及されることである。また上記一連の活動を通じてラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の能力が養成されることが目標とされている。

2 対象法令の決定

カウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学より各4～5名ずつ選ばれた合計19名²のメンバーと協議を行い、対象法令を決定した。

民事・経済関連法分野に対するメンバーの関心は高く、「労働法」「経済紛争解決法」「知的財産法」「国際物品売買契約に関する国際連合条約」「民事訴訟法（上訴手続）」などが対象法令の候補にあがった。その中で、国内外の取引が活発になるにつれ経済活動

¹ 「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！—基礎能力向上から実務能力向上へ—」ICD NEWS 第61号2014年12月

² 現在は、労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟の職員2名が加わり合計21名で活動している。

から生じる紛争を迅速に解決するため裁判外の紛争解決手続の重要性が高まっていること、フェーズ1で取り組んだ民事訴訟法と併せて紛争解決手続に関する理論をさらに深められることから、司法省の一部門である経済紛争解決センター及び司法局の一部門である経済紛争解決事務所³（以下「経済紛争解決センター等」という）が実施する調停及び仲裁手続について定めた「経済紛争解決法」を当面の対象法令にすることに決めた。そして「経済紛争解決法」に関する執務参考資料の作成が一段落した後に、ラオスにおいて社会的関心が高まっている「労働法」の執務参考資料の作成に取り組むことになった。

このようにフェーズ2では、フェーズ中に複数の法令を扱うことになったが、これは法令のハンドブックが未だ少ないため、より多くの種類の法令のハンドブックを作成したいとのメンバーの強い希望による。また一部メンバーはフェーズ1の活動にも参加していたため、プロジェクトの活動理念や基本的な活動の進め方等の理解も進んでおり、フェーズ2ではより効率的な活動の実施も見込まれた。

3 対象法令決定後の具体的な活動

(1) 活動の中心は、ヴィエンチャン市内での定期会合及びヴィエンチャン郊外での宿泊を伴うリトリート会議である。2016年11月末時点までの主な活動経過は以下のとおり。

①経済紛争解決法執務参考資料の種類や形式、コンセプト等の決定

- ・実務家、法律学習者及び手続の利用が予定される事業者を対象にした手続フローチャート（手続を概観できる全体的なチャートとステップ毎の詳細なチャートの2種類）及び法律の内容や実務の取扱について網羅的に説明したハンドブックを作成することを決める。

②手続フローチャートの作成

- ・全体での検討と修正を繰り返しながら各チャート案を固める。

③上記チャート案につきJCC、MC及び経済紛争解決センターから意見を聴取

④上記意見を踏まえながら再度修正

⑤経済紛争解決法ハンドブックの目次及び本編の作成

- ・目次⁴を作成した後、各章毎に小グループに分かれて初稿を執筆する。
- ・全体での検討と修正を繰り返しながら原稿を作成する。

⑥上記本編の原稿案につきJCC、MC及び経済紛争解決センターから意見を聴取

⑦上記意見を踏まえながら再度修正

⑧実務で用いられている書式や統計資料等の割付け、誤字脱字や表記の統一等編集作業を実施

³ ヴィエンチャン首都には司法省の1部門として経済紛争解決センターが置かれ、その他地方には司法局の1部門として経済紛争解決事務所が置かれている。

⁴ 現在のハンドブックの構成は、第1章「経済紛争解決の歴史」、第2章「経済紛争解決に関する一般知識」、第3章「経済紛争解決における費用」、第4章「申立、検討及び方式の選択」、第5章「調停による紛争解決」、第6章「仲裁による紛争解決」、第7章「経済紛争解決の結果の履行」。これに加え、第1章の前に、訴訟や裁判外紛争解決など紛争解決システムについて全体的に説明した章を設けた。

⑨ J C C, MC 及び経済紛争解決センターと合同会議を開催, 内容について確認
(2016 年 11 月末時点)

また, 上記⑥以降は, 労働法執務参考資料の作成作業も並行して進めることとし, 労働法執務参考資料の種類や形式, コンセプトの検討, 目次の作成, 各章の大まかな内容の検討なども行った。必然的に活動量は増したが, メンバーの意欲は高く, 精力的に活動が進められた。

- (2) 上記活動以外には, 地方 6 県 (アッタプー県, チャンパサック県, セコン県, サワンナケート県, ボリカムサイ県, カムムアン県) 及びヴィエンチャン首都の実施機関及び関係機関を訪問し, 各地の実務の状況について調査を行った。また本邦研修や現地セミナーを実施し, その中では経済紛争解決法のチャートとハンドブックについて仁木恒夫大阪大学教授, 名津井吉裕大阪大学教授, 増田卓司弁護士から, 労働法のハンドブックについて中山慈夫弁護士, 小嶋典明大阪大学教授, 竹林竜太郎弁護士, 地神亮佑滋賀大学特任講師, 柴田洋二郎中京大学准教授から内容, 形式両面において多数の有益な助言をいただいた⁵。
- (3) 活動のうち当然ながら多くの時間を要したのは, 手続フローチャート及びハンドブックの原稿の作成である。この点, 民事経済関連法 SWG をさらに小グループに分け, 小グループでの執筆・改正作業と SWG 全体での検討作業を繰り返しながら, 紛争解決の制度枠組みや経済紛争解決センター等で実施される調停及び仲裁手続について理解を深め, 原稿の中身をブラッシュアップさせていった。また, この段階では経済紛争解決センターの職員も積極的に活動に招待し, SWG と経済紛争解決センターの間で情報や意見交換を頻繁に行いながら活動を進めた。
- (4) 2016 年 11 月末時点で, 経済紛争解決法については, 4 つのフローチャート (手続全体のチャートと申立, 調停, 仲裁の各部分の詳細チャート) 及びハンドブック (本文 95 ページ, 書式等の資料 56 ページ) が概ね出来上がっている。労働法についても, ハンドブックの小目次が完成している。

第 3 これまでの活動の振り返り

筆者は, 上記一連の過程に関与し, 執務参考資料の内容や活動全般について助言や情報提供を行う等してきた。約 2 年 1 ヶ月という限られた期間ではあるが, 共に活動を行う中で気付いたラオスの法理論の発展における課題及び活動全般に関し感じた点を述べたい。

1 法理論の発展における課題

(1) 大局的な視点からの検討

今回, 経済紛争解決法ハンドブックを作成するにあたり, 経済紛争解決センター等

⁵ 本邦研修について「ラオス法律人材育成強化プロジェクト (フェーズ 2) 『経済紛争解決法』本邦研修」ICD NEWS 第 66 号 2016 年 3 月, 「第 8 回ラオス法整備支援本邦研修」ICD NEWS 第 69 号 2016 年 12 月。執務参考資料に関するセッションのみならず, 見学や講義も行われ, メンバーからは幅広い知見を得ることができた等の声が聞かれた。

が実施する調停・仲裁手続の各流れを検討した他、同手続が紛争解決制度という枠組みの中で、どう位置づけられるかという大局的な見地からも検討を行った。

筆者が紛争の解決手段として何があるか全体像を示してあげることも読者にとって有用ではないかと提案したところ、メンバーもその方向性に関心を持ったことによる。しかし、紛争解決システムの全体像を捉え、また各手続を比較して特徴について理解を深めるという作業は、予想外に大変で多くの時間を要した。

ラオスにおいて、経済活動に伴う紛争を解決する手段としては、訴訟手続、村落調停、そして今回取り上げた経済紛争解決センター等が実施する調停及び仲裁手続がある。各手続実施機関の中では、法律に基づき統一的運用を行おうとの意識は高まっているようで、例えば経済紛争解決センターにおいては、経済紛争解決法の条文を手続の時系列に沿って整理した実務マニュアルが作成されていた。しかし、あくまでも当該実施機関が主宰する手続の範囲に限ったもので、それを超えて紛争解決制度全体を概観したり、各紛争解決手続を比較して特徴や手続を整理することは、ほとんど行われてきていない⁶。そのため各手続同士がどのような関係にあるのか、各手続がどのような特徴を持つのかという観点から追求していくと、誰も十分な答えが出せないということがあった。

今後、ラオスの法理論が発展するためには、俯瞰的な視点を持って紛争解決システムや法体系を分析できる人材が必要だろう。もっとも、一方で、現段階のラオスにおいて抽象的・大局的な議論を最初から展開していくことは難しく、各論の理解を経て総論的理解を図るという帰納的アプローチが有用と考える。本プロジェクトにおいても、フェーズ1で民事訴訟法、フェーズ2で経済紛争解決センター等の調停・仲裁手続と知識を積み重ねたことが、紛争解決手続の全体像に対する理解に結びついたように感じる。今後、例えば、執行や保全手続等の研究を進めていくことは、紛争解決手続をより包括的・立体的に理解することに繋がっていくように思う。

また、今回のSWG活動のように、各手続実施機関の担当者が集まり、互いの知見を交換することは、上記のような俯瞰的研究を進める上でも必要かつ有益なものとなるだろう⁷。

(2) 条文の趣旨や背景に対する関心と理解

経済紛争解決センター等が行う調停・仲裁手続の流れを検討する中では、各手続がどの条文に基づき行われているかという点に対するメンバーの意識は高い一方、条文の趣旨や背景等に対する関心は全体的に低いように感じた。

⁶ 紛争解決システムという視点で全体的整理が行われていないため、ADR（裁判外紛争解決手続）という概念はラオスに存在しておらず、その理解にも時間がかかった。また法令の体系的整理が行われていないという点においては、一般法（民法）や特別法（労働法）という区別も十分意識されていない。

⁷ この点、法学研究者が手続の比較検討や枠組みの整理等を担うように思えるが、ラオスにおける大学教員は教育者としての色合いが強く、一部教員は外国で研究を行う等しているものの一般的に研究者としての活動は盛んではない。

例えば、経済紛争解決センター等における調停・仲裁手続の利用にあたっては当事者の同意が要件となるが、なぜ訴訟手続と異なり同意が必要になるか等、条文の背景に関心向ければ議論が深化しそうな問題も、「法律で規定されているから必要である」として議論が発展しないことが度々あった。

法学教育を含めこれまでのラオスの教育スタイルが、考えさせることに重点を置くものではなく、専ら知識を詰め込む方法にて行われてきたことも一因だろう。こうした中で専門家の1つの仕事は、メンバーが素通りしそうな点につき「なぜ、こうなるのか」と都度疑問を提起し、考えるきっかけを与えることだったように思う。

今後、例えば、逐条解説やコンメンタール等の書籍作りに取り組むことは、条文の趣旨や背景に対する実務家や法学研究者の関心を呼び起こし、議論を深める1つの契機になると考える⁸。

2 活動全般に関する気付きや課題

(1) 長期的な視点に立った活動の重要性

現在、当初の計画から若干遅れはあるものの、民事経済関連法SWGの活動は着実に進んできている。何よりSWG全体の雰囲気は良くなった。活動開始当初は、会議を開いても一部の中心的メンバーに発言が偏りがちだったが、今では各メンバーが積極的に自分の意見を出す等、活発な意見交換が行われている。

このような雰囲気が形成されるに至ったのもSWGのリーダーであるソムサック・タイブンラック中部高等人民裁判所所長の働きかけが大きい。ソムサック氏はフェーズ1開始当初から参加しているメンバーであり、同氏がプロジェクトの目標が人材育成にあること、だからこそ積極的に活動に取り組まなければ意味がないことを事あるごとにメンバーに説き、メンバーの活動に対する意欲や意識を高めてくれている。

ソムサック氏のプロジェクトに対する現在の姿勢をみると、プロジェクト立ち上げ段階及びフェーズ1を通じて、単に成果物の作成に取り組むだけでなく、時間をかけて、ラオス側と対話しながら、ラオスの司法が抱える課題やプロジェクトの理念の共有を図っていったことが今に繋がっているように感じる。目にみえない部分ではあるが、このような活動の基礎が形成されたからこそ、フェーズ2では、ラオス側のオーナーシップがより強まり、活動もより広がりを見せることができたように思う。

短期的に成果物を多く作成することも、その時点で与えるインパクトの大きさという点からは意味があるかもしれないが、やはり息の長い活動を続けるには、長期的な視点を持って1つ1つの活動を進めていくことが必要であろう。このような地道な活動が、結果として大きな成果を生むことにも繋がると考える。

⁸ 現在、民法典SWGでは、民法典の起草と同時に立法経緯や立法趣旨を記載したリサーチペーパー作りに取り組んでいる。ラオスでは、法律の趣旨を検討しても、そもそも起草時の資料が残っていないため、誰も分からないことがよくある。その中で、今回の取組みは今後の執務参考資料等の作成に役立ち、かつ法律学の発展に寄与するものになるだろう。

(2) 対象法令の設定

フェーズ2では、フェーズ1に比べより応用的な法分野を扱っているところ、ラオス政府において重要課題とされていたものもあり⁹、対象法令に対するラオス側の関心は総じて高いと感じる。

しかし一方で、応用的な法分野を扱うほど、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の4機関という枠組みでは、円滑な活動の実施が難しいと思うこともあった。すなわち、経済・社会法分野の法令は司法省以外の省が所管している事が多く司法省には十分な情報がなかったり、訴訟になる案件がまだ少ないため裁判所における実務の蓄積がない等である。これに対処するため、労働法については、ハンドブックの作成を開始する段階で、労働法の所管官庁である労働社会福祉省やラオス労働組合連盟の職員をSWGのメンバーに加え、彼らから実務の情報を得ながら活動を進めている。

加えて、労働法や対象法令の候補としてあがった知的財産法等は、民法の理解がベースになるところ、基本法の理解自体がまだ不十分という状況も見られた¹⁰。

もちろんラオス側の関心が高い応用的な法分野について、今後の案件の増加を見越して研究を進めていくことは、ラオス側のニーズにも合致し、意義ある取り組みだと思ふ。ただ、それを効果的なものにするには、必要に応じてカウンターパートの枠を超えて積極的に様々な機関を活動に巻き込むことや、法理論の発展の程度等を考慮しながら対象法令の選択や活動の進め方を工夫していくこと¹¹が必要になると考える。

(3) ナショナルスタッフの役割

民事経済関連法SWGの活動は、常にプロジェクトのナショナルスタッフであるケオハヴォン・パイパディット氏とペアを組んで取り組んできた。メンバーとの関係の構築や円滑な活動の実施において同氏の果たしてくれた役割は非常に大きいものだった。

パイパディット氏は、通訳やコーディネーターとしての仕事を的確に進めてくれた他、日本側とラオス側の間時に生じる気持ちのずれも上手く埋めてくれたように思う。例えば、ラオス側が論点に対する関心を失いかけているにもかかわらず、さらに筆者が議論を広げようとする「今、その話をしても効果はないと思います」等、機微を察した的確な助言をくれ、それにより軌道修正を図ること等も多々あった。また、活動の進め方についても、日ラ双方の仕事への取り組み方を知る同氏から多くの助言を得た。筆者が持てる力を発揮できたとするなら、パイパディット氏のプロジェクトに

⁹ 経済紛争解決センター等の機能強化及び関係法令整備は、ブクート・サンソムサク前司法大臣が2015年夏の大臣招聘で来日された際に掲げた7つの支援要請項目の1つである。

¹⁰ 例えば、労働契約の解除について、そもそも解除の法的性質は何かという点で議論が紛糾し、労働契約にかかる特別な事情を検討するまで議論が進まない等。

¹¹ 今回の労働法ハンドブックでは、労働法全部を網羅的に記述することは時間的にもキャパシティ的にも難しいと感じたため、メンバー全員で協議し、労使間で紛争が生じやすい項目を選択して取り上げることにした。

対する理解と真摯なコミットメントがあったからに他ならない。

このようにプロジェクトにとって優秀なナショナルスタッフの存在は欠かせないが、一方で優れたスタッフは他機関等からも引く手あまたであり、人材の確保は悩ましい問題である。プロジェクトでも様々な工夫を行い、新しいナショナルスタッフの人材育成等も進めているところであるが、このような点についてもプロジェクトを超えて情報交換等できる場があるとよいと思う。

第4 最後に

筆者にとっての法整備支援は、思い返すとチームワークという言葉に尽きるように思う。プレイヤーであるメンバー自身がいかに気付き考えるか、それをチームの一員としてサポートしていくのが筆者の役目であった気がする（もっとも、メンバーとの議論の中で筆者自身興味深い知見を得ることも多かった）。最初は収拾がつかなかった議論も、時間をかけて意見を交わす中で、段々と道筋が見えてきたときは嬉しく、この経験は自分のペースで仕事を進めてきた弁護士の頃には味わえないものだった。ラオスの国の発展にとって役立つハンドブックを作りあげようという意欲に溢れ、それでいておおらかな面も持ち合わせた魅力的なメンバーと一緒に仕事できたことは筆者にとって喜びである。

また、プロジェクトの他の専門家やナショナルスタッフからも多くのサポートを受けた。いつでも相談でき、助言を得たり悩みを共有できる環境があったからこそ、安心して業務に取り組むことができた。そして、日本においても多くの方々が民事経済関連法SWGの活動のため快く貴重な時間と労力を割いてくださった。

このように大勢の人の思いと力が集まったからこそ、民事経済関連法SWGの活動が充実したものになったと心から実感している。この場を借りてお世話になった関係者の方々には深く感謝申し上げます。